

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	資産統括局	公有財産課	土地建物賃付収入	33	結果	賃付料納付期限の条例規則違反	当該債権に係る土地賃貸契約書によれば、契約期間は平成27年2月1日から平成27年3月31日の2ヶ月であり、納付期日は契約期間開始より1ヶ月が経過した2月末日となっている。 しかし、「尼崎市公有財産規則の運用について」は、普通財産の賃付のうち賃付期間が1年未満の契約について、賃付契約時に賃付料全額を納付させることを定めている(尼崎市公有財産規則の運用について第5 6(1)、尼崎市行政財産使用料条例第4条、尼崎市公有財産規則の運用について第4 3(3))。 当該契約について賃付料全額を賃付契約時に納付させるべきであった。	—	行政財産の使用に係る使用料の納付時期については「行政財産使用料条例」第4条で「前納しななければならない」と規定し、「尼崎市公有財産規則の運用について(助役通達)」(以下「通達」という。)第4 3(3)において、その事務手続きの基準を示している。一方、普通財産の賃付の納付時期については「尼崎市公有財産規則」第44条で「賃付料は、契約で定めの日又は市長の定める期日まで」と規定し、その事務手続きの基準について、通達第5 6(1)で「賃付料の納付期限は、行政財産の使用料の納付の時期の定め方に準じて決定すべきもの」と示している。 すなわち、普通財産の賃付料の納付期限については、原則、前納とするものの、理由があれば前納としない契約を締結することを認めており、本件においても、個別の事情を考慮した結果、前納としないこととしたものであり、その判断については、妥当性を欠くものではなかったが、今回の指摘内容を踏まえ、より適確な事務処理について職員への周知徹底を図り、引き続き、公有財産の有効活用に努める。	非改善決定
平成27年度	市民協働局	国保年金課	国民健康保険料【分割納付】	48	結果	分割納付誓約書への分割納付理由の記載漏れ	平成26年度国民健康保険料納付誓約書の綴りの中から抽出したサンプルを査閲したところ、次表のとおり14件については、同誓約書の誓約理由欄への記入がなかった。 「尼崎市国民健康保険料分割納付誓約基準」には、「分割納付が「収納率低下の一因」となっており、安易な分割納付誓約を避けるとともに、一定の基準による窓口対応を行い、収納率向上と被保険者間の保険料負担の公平性を確保する必要がある」旨が定められている。安易な分割納付誓約を避け、保険料負担の公平性を確保するという観点からは、担当課は、分割納付誓約者の主張する理由が、やむを得ず分割納付誓約を許可する理由として妥当であることを確認の上、許可するべきである。 担当課によると、分割納付の理由は、その都度口頭により確認しているとのことである。しかし、上記事例のように国民健康保険料納付誓約書の誓約欄にその記載が残っていない場合は、被保険者が主張する分割納付の理由について、市が「分割納付により徴収することがやむを得ない」と確認の上許可しているのか否か、確かめることができない。また、分割納付誓約を見直しする際には、前回、分割納付を申請した理由の変化の状況も勘案のうえ、納付能力を再検討して見直すべきであるが、過去の分割納付の申請理由の記録を確認できなくなる。 このような事態を防ぐため、担当課は、国民健康保険料納付誓約書の誓約理由欄への記載が漏れている場合は、分割納付誓約者へ、自ら同誓約書の誓約理由を記載してもらうよう指導を徹底する必要がある。	○	保険料負担の公平性を確保するという観点から、窓口対応時には、被保険者の主張が、分割納付を許可する理由に相当するかを正確に聴き取り、その理由が妥当であると判断した場合には、国民健康保険料分割納付誓約書の誓約理由欄への記入を遺漏なく求めるよう職員への指導徹底を図った。 また、誓約理由欄への記入徹底については、「尼崎市国民健康保険料分割納付誓約基準」を一部改正し、分割納付誓約時における留意事項として明記することとした。(適用期日：平成28年4月1日) 一方で、分割納付誓約書受付後の対策として、職員相互における確認体制を構築し、誓約理由欄への記入が漏れていた場合には、受付者へと差し戻し、確実に分割納付誓約許可理由を捕捉し、記録することとした。	改善済
平成27年度	市民協働局	国保年金課	国民健康保険料【分割納付】	50	結果	債務承認による時効の中断	市では、分割納付分と新年度保険料は同時納付が原則としつつも、どちらか一方が放置されることが多く、また、債務承認による時効中断をするため、毎年度分割納付誓約の見直しをするよう努めているとのことである。 今回の調査において「サンプル」として抽出した滞納額の金額上位5名、滞納期間の長期5名のサンプルのうち、次表は調査日現在(平成27年9月18日)において、1年超、分割納付誓約の見直しが行われていない状態であった。 市によると、B、E共に納付自体が確保できておらず、納付相談の来庁はあったものの、分割納付額の折り合いがつかず決裂となっているとのこと、現年度を含む分割納付額は、債務承認による時効中断ができていない状態にある。また、預貯金の調査の結果、滞納処分を実施するだけの財産を確認できていないとのことであった。 市は、当該事例のような折衝が決裂し、放置されている債権について、債務承認により時効の中断を行うとともに、より徹底した調査及び滞納処分の実施により未済額を圧縮することが望まれる。	○	分割納付額に係る時効中断措置は、差押えを除くと、分割納付誓約の見直しのみに行っていたが、新たに「債務承認書」を策定し、分割納付の見直しに係る折衝が不調の場合であっても時効の中断を図ることができるように措置した。(適用期日：平成28年4月1日) 一方で、債務承認においても折り合いが付かない事例も多分に想定されることから、徹底した財産調査を行うなど滞納処分の強化を実施し、収入未済額の圧縮に努めることとした。	改善済
平成27年度	市民協働局	国保年金課	国民健康保険料【延滞金・督促手数料】	52	結果	分割納付額計算への延滞金、督促手数料の反映漏れ	国民健康保険料納付誓約書を作成する場合には、同誓約書には、誓約対象保険料とともに、督促手数料や延滞金を記載する欄はある。しかし、督促手数料については特段の根拠なく、延滞金については、納付折衝時に尼崎市延滞金減免要綱に定める減免要件である困窮状態等であることを聞き取り、減免しているとのこと、納付誓約入力の際に、国民健康保険システムのプロシージャ上、延滞金の計算がされない設定になっていることから、延滞金、督促料を分割納付額に含めない同誓約書が作成されることがあり、それを市は許可している。さらに、分割納付誓約額を国民健康保険システムへ入力する時点で、これまでに発生している督促手数料及びこれまでに実質的に発生している延滞金が同システムの債権額として含まれていない状態である。 延滞金(尼崎市延滞金減免要綱に定める減免にかかる手続がされていることが明確である延滞金を除く)や督促手数料についても、国民健康保険システム上、債権として管理し、分割納付誓約者へ請求することが必要である。改善については、国民健康保険システムのシステム改修のタイミングにおいて、システム上、延滞金や督促手数料を計算できる仕組みを構築することが考えられる。		現在、国民健康保険料に関するシステムの転換を図っているところであり、新システム導入後において、督促手数料及び延滞金を債権としてどのように管理し、徴収していくかについて、検討を進める。	未改善

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	市民協働局	国保年金課	国民健康保険料【被保険者証の更新】	53	結果	高額滞納者への種類を誤った被保険者証の発行	市では、既往のとおり、滞納国民健康保険料の早期解消のための施策のひとつとして、保険料の納付状況が当該年の9月期分まで完納し、過年度保険料の二分の一以上を納付している世帯、あるいは、納付誓約を誠実に履行している世帯以外の滞納世帯に対しては、長期証ではなくて、短期証を交付し、納期限から1年以上経過した保険料を特別な事情なく滞納している被保険者へは資格証を交付することと定めている。 平成25年度から、平成26年度にかけて、現年度調定額(770千円、632千円)及び過年度の滞納額につき、全く納付のない状態でありながら、平成27年2月に資格証対象から除外され、短期証に更新された事例が発見された。 担当課によると、平成27年2月25日に来庁して、70千円の納付誓約と納付誓約とは別の400千円の一括納付を口約束した後に、市担当者が端末操作を誤ったため、システム上、平成27年2月27日の電算一括処理で資格証対象から自動除外されてしまい、短期証世帯に変更されてしまった。その後、70千円の納付誓約も400千円の一括納付もされることはなかった。 ただし、被保険者証については、Bの来庁があったものの納付交渉が決裂し、結果的に発行された短期証の引渡しはされていないとのことである。 現状の国民健康保険システムでは、過去の滞納額の推移を一瞥して確認できる画面がなく、保険証の種類と滞納状況の関係を確認できない。しかし、今後このような発行誤りを防ぐために、少なくとも高額滞納者については、被保険者証の発行が市のルールとおり適切に行われているか否かを管理できる表の作成等により常時モニターする仕組み構築することが必要である。		当該事例は、現行システムの特異性から生じる事象であって、資格証交付時のみ起こり得るものである。 そうした中で、資格証発行時におけるモニターについては、対象を、資格証の対象世帯かつ滞納額が1,000千円以上の者の「高額滞納者」に限定し、証作成後から交付開始までの期間において、実施することとする。 ただし、「常時」という点については、現行の人員では困難なものであること及び現行システムの特異性に起因する事象であることから、新システム導入後の状況をもって判断し、検討する。 また、平成30年度からは、国民健康保険の資格管理が都道府県単位化される予定であり、それに伴い、短期証及び資格証のあり方に変更が生じる可能性もあることから、県の動向を把握しながら検討を進めることとした。	未改善
平成27年度	市民協働局	後期高齢者医療制度担当	後期高齢者医療保険料【分割納付】	67	結果	納付誓約書記載上の不備事例	被保険者からの申請により分割納付を許可する場合に、市では「納付誓約書」を使用している。平成26年度の納付誓約書綴りを調査したところ、下記のとおり納付誓約書の記載上の不備事例が発見された。 ① 納付誓約書にやむを得ず分割納付とする理由を記載する箇所がなく、納期限までに納付しないことを許可する理由の記録が残っていない(全件) ② 納付誓約書に記載されている債務承認総額が鉛筆書きである(全件) ③ 分割納付誓約書上で分割納付額の訂正を行っている場合に訂正印等がなく、修正を行った者が市側であるのか被保険者側であるのかが判明しない(3件) 納付誓約書は、被保険者が債務承認を行い、同時に被保険者が申請した分割納付額を市が許可している重要な文書であることから、上記のような納付書の信頼性を損なう不備のないよう、適切な対応が必要である。	○	現在は、次のとおり措置している。 ① 平成27年度から納付誓約書に分割理由の欄を設けている。 ② ボールペンにて記載している。 ③ 記載誤りには、訂正印で訂正している。	改善済
平成27年度	市民協働局	後期高齢者医療制度担当	後期高齢者医療保険料【滞納処分】	68	結果	財産調査と滞納処分の促進	担当課によると、平成27年度に、高額滞納者等計37名について初めて金融機関への問い合わせによる財産調査を実施し、滞納処分を実施し始めたところであり、平成26年以前においては、破産等により財産差押が行われた際の交付要求は実施していたものの、財産調査や滞納処分を全く行っていないかったとのことである。 効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。 前述のとおり、担当課は、平成27年度から金融機関への問い合わせによる財産調査を開始しているところであるが、今後は、調査結果を基に、滞納処分を進めていくべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけでなく、税務部など調査能力の高い庁内の所管部局課が収集した滞納者に関する情報の入手(個人情報目的外利用)も並行して行うことが望まれる。	○	平成28年2月に、分割納付誓約者と連絡が取れず納付折衝ができない者100人の財産調査実施を、国保年金課へ依頼した。その結果を基に、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、また、国民健康保険料や市税の納付状況を確認し、庁内の所管部局課が収集した滞納者に関する情報も調査して、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めている。	改善済
平成27年度	市民協働局	後期高齢者医療制度担当	後期高齢者医療保険料【滞納処分】	68	結果	平成25年度以前の延滞金・督促手数料の請求漏れ	後期高齢者医療保険料債権については、法令や市条例により延滞金・督促手数料の徴収が義務づけられている(高齢者の医療の確保に関する法律45条、尼崎市後期高齢者医療に関する条例第6条、第7条) しかし、平成26年度に市に提出された分割納付誓約書を閲覧したところ、平成25年度分までの分割納付誓約額は保険料本料のみであり、延滞金・督促手数料が加算されていないことがあった。 課内の法令・条例再確認の結果、平成26年度分からは、延滞金・手数料が適切に計算され、延滞金・手数料込みの金額で分割納付誓約書上の納付誓約が行われている。今後も引き続き延滞金・手数料を適切に徴収すべきである。	—	期限内に後期高齢者医療保険料を納付している市民と滞納している市民との公平を図るため、今後も引き続き延滞金・手数料を適切に徴収していく。	非改善決定
平成27年度	市民協働局	後期高齢者医療制度担当	後期高齢者医療保険料【時効管理】	69	結果	債務承認手続の不備事例	(L)については、平成27年3月末において時効が完成し、平成26年度に不納欠損処理を行っている。 市の担当課によれば、平成25年4月に、債務者と電話にて納付誓約を行う旨の口頭約束をしたものの、その後来庁がなく、納付誓約書の入手ができないことから、債務承認ができなかった。その後債務者が死亡したことから納付交渉が中断、時効が完成してしまったとのことである。 当該債権については、平成25年4月には口頭にて納付誓約を行うと主張しており、債務者には納付の意思があったとみられる。高額で、時効到来前の債権については、優先的に来庁を促す連絡をしたり、必要ならば訪問をするなどして適時に納付誓約書を手入手して、時効中断の措置をとるべきであった。	—	現在は、次のとおり措置している。 ① 分割納付誓約書を必ず提出してもらい、時効の中断をシステムにて管理。 ② 分割納付誓約者、滞納者に対して、6月と12月に来庁による納付相談を実施。 ③ 来庁できない者、理解不足の者は、訪問し納付相談を実施。 ④ 連絡がつかない場合は、現地調査を実施。居住の確認ができない場合は、市民課に現地実態調査を依頼。	非改善決定

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	健康福祉局	福祉課	更生支援資金貸付金回収金	77	結果	財務会計システムの貸付残高と個人別の貸付金残高の相違	平成26年度末の財務会計システムの残高と個人別の貸付金残高を記録した台帳(以下「貸付金管理台帳」という)を照合した結果、「1.概要(9)収入未済額の内訳」のとおり、70千円の差異が生じている。 福祉課の担当者によると、差異が生じた原因は小口生活つなぎ資金(平成4年度廃止)の台帳と調定額の未照合による台帳の記載誤りか原因ではないかと考えており、現在、差異の内容を調査中であるが、当貸付金については、財務会計システム上、個人別と調定を行っている場合と、調定年度ごとに合計金額で調定している場合があり、照合作業に時間がかかるため、現時点では、差異金額の内容(貸付先、金額等)は特定できていない。 当該問題は、貸付金残高と貸付金管理台帳を照合し、差異の内容を調査し、適切に会計処理を実施していれば生じなかったものと考えられる。 小口生活つなぎ資金は、平成4年に廃止されており、現在の財務会計システムが導入される以前の事務処理の処理誤りにより生じたものと推定されるが、残高の照合を適切に実施すべきである。		財務会計システム導入以前の事務処理誤りであり、現時点においては差異の特定には尚時間を要するが、引き続き残高の照合に努めていく。	未改善
平成27年度	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険料	136	結果	適切な時効管理と不納欠損処理	時効期間が到来し、消滅時効が完成しているにも関わらず、不納欠損処理が行われていない債権が発見された。 市では、納付交渉の結果、分割納付を認めた場合には滞納債権総額についての納付計画書を作成し、納期限別の納付書とともに債務者に送付している。また、その際に、納付計画書の作成により債務承認され、時効が中断されたとして、介護保険システムにて時効完成日の延長入力を行っている。 しかし、当該納付計画書は、納付誓約書の形式ではなく、納付計画に対する債務者の承認の押印や署名欄はないため、納付計画書送付の時点で、債務者による滞納総額に対する債務承認が行われたという証拠が残っていない。このため、納付計画書の送付後、当該納付書により納付されれば、納付時点で、債務承認による時効中断が行われたと判断できるが、納付のなかった債権については、債務承認されたという記録がないため、当初の時効期間到来時点(督促状送付の2年後)で、不納欠損処理を行う必要がある。 次表については、分割納付計画書を送付したが、納付計画とおりの納付がなかったため、納期限の20日後の督促状送付日から2年後に時効が完成しているが、平成26年度中に不納欠損処理ができていなかった。 なお、今回閲覧したサンプルの中には、本来時効が到来しているにもかかわらず収納を行っているものは発見されなかった。		納付誓約受付マニュアルおよび様式の作成を行い、平成28年4月1日より分割納付を申し出される被保険者等から納付誓約書を受領し、債務承認により時効の中断および分納による徴収を行っている。また、過去の納付計画書にて時効延長を行っていた被保険者については、時効の管理を適切に行うよう調査している最中である。 納付誓約受付件数:38件(平成28年5月31日時点)	未改善
平成27年度	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険料	138	結果	納付誓約書の入手を行うべき	すべての滞納債権について、納付誓約書が入手されていない。そのため、(1)で取り上げた「カ氏」のように、一部納付のない滞納債権について債務承認が行われておらず、時効が進行している。 介護保険の時効期間は2年(介護保険法第200条第1項)と短期であるため、納付誓約書を入手する等、適時適切な時効中断手続きをとり、消滅時効完成を防ぐべきである。	○	納付誓約受付マニュアルおよび様式の作成を行い、平成28年4月1日より分割納付を申し出される被保険者等から納付誓約書を受領し、債務承認により時効の中断を行っている。 納付誓約受付件数:38件(平成28年5月31日時点)	改善済
平成27年度	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険料	138	結果	滞納処分を行うべき	すべての滞納債権について、交付要求以外の滞納処分が行われていない。また、前述のように、一部納付のない滞納債権について時効中断手続きもとられていないため、毎年1億円程度の不納欠損処分が行われている。なお、市によると、滞納処分が実施できていないことの要因としては、滞納者数に対して徴収事務に従事する職員数が少ないことがあげられるということである。 介護保険料は地方自治法231条の3第3項に定める歳入であり、地方税法の滞納処分の例によることできる(介護保険法第144条)。効率かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。 今後は、財産調査が滞納整理を進めていく上での出発点であることを認識の上、早急に財産調査を含めた滞納処分を行える体制を整えることを検討し、滞納処分を進めるべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけではなく、市税など調査能力の高い市内の滞納者に関する情報の入手(個人情報の目的外利用)も並行して行うことが望まれる。		まずは、財産調査を行うべき対象被保険者の条件を決め、対象被保険者の抽出を行った上、市税部局と国保年金課で既に財産調査等が行われているか滞納整理状況の情報提供を受け、他課で調査対象外となっている被保険者について財産調査を行う。 また、各課で行っている財産調査や滞納整理を参考に事務手続きや情報の共有化の検討を精査していく。	未改善
平成27年度	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険料	139	結果	延滞金を徴収するべき	納付交渉(交付要求による滞納処分を除く)の結果、分割納付に至ったすべての滞納者から延滞金を徴収しておらず、納付書に延滞金の記載はされていない。 滞納金額が2,000円以上の滞納者が保険料を納付する場合には、延滞金を支払う必要がある(尼崎市介護保険条例第11条第1項)。 そのため、分割納付に至った滞納者についても、分割納付計画書及び納付書に延滞金を記載し、適切に徴収する必要がある。	○	平成28年4月1日より納付誓約書を入手し、延滞金についても、延滞金を加算し分割納付の中に盛り込み徴収を行っている。 納付誓約受付件数:38件(平成28年5月31日時点)	改善済
平成27年度	健康福祉局	福祉医療課	老人保健医療費収入	147	結果	速やかに時効中断手続を実施すべき	現債務者である被保険者Aは、過誤納の事実が発覚した時点においてすでに死亡しており、法定相続人であるAの娘U、Uの死後はUの息子Oに対し債権の請求を行った。その後の、息子が相続放棄した後は、さらに相続人であるUの兄弟3名(V~X)に請求の通知を行ったが、市の過払金の請求を本人の死亡後相続人へ請求する点につき、Vの親族から理解を得られなかったこともあり、市は平成22年度以降の4年以上、特段の手続を実施していない。 督促は法令上の時効中断の効力を有することから、相続人V.W.Xへの督促により速やかに時効中断を行い、回収の努力をするべきである。		市税部局で行っている滞納処分にて換価し市税を徴収後、余剰金が発生している場合には介護保険料の滞納についても徴収を行えるように情報提供を受けている。 情報提供による介護保険料滞納分の徴収実績:0件(平成28年5月31日時点)	未改善

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	健康福祉局	保護課	生活保護費返還金等収入	160	結果	誤払金等の通知及び調定処理漏れ	<p>過年度に誤払金等の通知及び調定が漏れていた債権が次表のとおり発見された。戻入処理すべき誤払金等が発生した場合、その案件の査察指導担当が誤払金の決定を行う。決定を受け、管理・経理担当が戻入命令書を作成し財務会計システムへの反映を行うとともに、返還金システムへの入力を行う。そして年度末に管理・経理担当により返還金システムと財務会計システムの整合を確認することにより、通知の送付及び会計処理の網羅性が確保される仕組みが整備されている。しかし、上記サンプル(a)については、案件発生時に担当者がその時点での誤払金等の決定を怠っていたため、通知の送付及び調定処理漏れとなってしまうとのことである。</p> <p>このような処理漏れが起こると、税金から支給される生活保護費を健康で文化的な最低限度の生活に必要な金額以上に受給したままとなり、他の受給者との公平性を欠くことになる。市の担当課に確認したところ、当時の担当がすでに退職していることもあり事情が把握できず、また現状有効な対策も立てられていないとのことであるが、今後はシステム入力すべき案件について、処理漏れの発生を防ぐ仕組みを構築する必要があると考える。</p>	○	<p>過誤払い金等による返還の決定を行ったもので、財務会計システムでの戻入処理が行われていないものについては、経理担当で翌月初旬に未処理リストを作成した上で、経理担当から査察指導担当に処理を依頼し、戻入処理の漏れが発生しないよう事務を改善した。</p>	改善済
平成27年度	健康福祉局	保護課	生活保護費返還金等収入	160	結果	ケースファイルの管理を徹底すべき	<p>生活保護を開始されると、生活保護受給者ごとにケースファイルを作成し、生活保護の決定にかかる記録のほか、開始以降の家庭訪問時の状況や納付交渉の過程等にかかる記録を関連資料と合わせて当該ファイルに保存することとなる。</p> <p>保護受給中の場合は、査察指導担当が福祉事務所内でケースファイルを保管し、保護廃止になれば、債務が残っている者については債権の所管変更に伴い管理・経理担当へ引き継がれることとなっている。</p> <p>しかし、サンプル(D)及び(Z)について、調査日現在においてケースファイルを確認しようとしたところ、その所在が不明であった。これらのサンプルは管理・経理担当の所管であるため、保護課執務室にて保管されるはずであるが、市は、平成26年度までは、引継ぎに引き継いだファイルのリストを作成しておらず、査察指導担当、管理・経理担当ともに、ファイルの棚卸作業を実施していないため、探しようのない状況である(市によると、ケースファイルの引継ぎ漏れにより査察指導担当で未だ保管されている可能性も否定できない、とのことであった)。</p> <p>なお、市によると平成27年度からは、ケースファイルの引継ぎの際には引継ぎリストを作成し、ケースファイル現物との照合を行っているとのことである。</p> <p>ケースファイルは個人情報記載された資料が多く含まれているため、取扱いに注意し、各担当が保管するケースファイルについて定期的に棚卸を実施し、所管が変更される際には引継ぎリストを作成するなど、管理水準を向上させる取組が必要であると考える。</p>		<p>ケースファイルの引き継ぎについては、平成26年度廃止分から引き継ぎリストを作成し、管理しており、引き続き、漏れがないよう確認していく。</p> <p>なお、現状、年間100件以上の廃止が発生するが、保管場所の制約もあることから前々年度の廃止分を一定時期に行外の保管場所へ移すまで、廃止ファイルは、各査察指導担当で保管しており、物理的に集約し、効率的に管理することが困難である。今後、保健・福祉業務の集約・再編に伴う2所化に合わせて、ケースファイルの適切な管理ができるよう、引き続き検討していく。</p>	未改善
平成27年度	健康福祉局	保護課	生活保護費返還金等収入	161	結果	交渉記録は交渉内容が検証できるように記載すべき	<p>サンプル(C)のケースファイルを閲覧した結果、交渉記録が「納付指導を行った」の一文のみで、実施した納付交渉の結果や把握した納付能力、今後の納付計画等の記録が全く記載されていなかった。</p> <p>交渉内容が適切に記載されないと、管理職によるモニタリングや担当者交代時の引継ぎが適切に行えず、今後の納付計画の策定や回収方針の判断を適切に行えない恐れがある。今後は交渉内容を検証できるように交渉記録を記載すべきであると考える。</p>		<p>納付指導に関する交渉記録については、具体的な内容が分かる記録を行い、ケース記録として決裁処理する中で確認を行うことを周知した。納付に応じる者については、分割申請の提出を促し対応していく。</p>	未改善
平成27年度	健康福祉局	保護課	生活保護費返還金等収入	161	結果	交渉中の債権について適時に債務承認を行うべき	<p>ケースファイルの閲覧を行った結果、以下の交渉中のサンプルにおいて、債務承認が行われていなかった。</p> <p>サンプル(C)(1)(O)においては、適宜納付交渉を行っているが、分割納付額が定まらないなどの理由により納付交渉が進まず、債務承認も行われていないままとなっている。</p> <p>現状、分割納付を行う場合に取次ぎする履行延期(分割納付)申請書において債務総額の債務承認を行うが、それ以外の債務承認手続は行っていない。納付交渉中の場合や一括納付の意思を見せた債権者については時効中断措置が図られないことと、高額債権や交渉に時間がかかる場合は適時に債務承認手続を行うべきであると考える。</p>		<p>納付交渉を行っている中で、分割での納付方法を提示し交渉していても分割納付額が定まらず、納付折衝に応じない場合、債務承認を得ることが困難であることが予想されるが、今後、納付交渉の際、必要に応じて債務承認を踏まえた交渉を行う手法について検討していく。</p>	未改善
平成27年度	こども青少年本部事務局	保育課	児童福祉費負担金	209	結果	保育所保育料滞納者に対する財産調査と滞納処分の実施	<p>保育所保育料は地方税の滞納処分の例により処分することができる(児童福祉法第56条8項)強制徴収公債権であるが、保育課では地方税法にて認められている財産調査(国税徴収法第141条)、その他滞納処分(地方税法第331条)の実施実績がない。</p> <p>市町村には保育が義務づけられており(児童福祉法第24条)、保育所保育料滞納を理由として保育を停止することが法的に困難であるとのことであることから、効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。今後は、財産調査が滞納整理を進めていく上での出発点であることを認識の上、早急に財産調査を含めた滞納処分を進めていくべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけでなく、税務部など調査能力の高い庁内の所管部局課が収集した滞納者に関する情報の入手(個人情報目的外利用)も並行して行うことが望まれる。</p>		<p>滞納処分を実施するには、給与照会や口座調査などの財産調査に係る事務が新たに追加となるほか、実際の滞納処分を実施するには法的な専門知識が必要となる。</p> <p>しかしながら、現在の組織体制において、収納管理業務の担当者も他の業務と兼務であり、新たな取り組みに手が及ばない状況である。</p> <p>滞納者は複数の債務を保有していることが多く、市の債権回収に当たっては、効率性及び適材適所の人材活用の観点からこれまで各部署で対応していたものを市全体で専門部署が対応すること等も含めて、今後は全庁的な検討を進める「尼崎市債権管理の在り方検討会議」において、検討していきたい。</p>	未改善

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	子ども青少年本部事務局	保育課	児童福祉費負担金	211	結果	保育所保育料の時効管理と不納欠損処理	<p>平成25年度以前に時効が完成していたにも関わらず、不納欠損処理が適時に行われておらず、平成26年度に不納欠損処理された事例が次表のとおり発見された。</p> <p>平成11年より平成16年まで保育所に在籍していた園児の保護者Lは、平成21年9月に平成11年3月分の保育所保育料を市に納付して以降、全く保育所保育料を納付していない。一方、市は、Lの保育所保育料債権すべてについて、分割納付誓約の入手等の債務承認等時効中断の措置を採っていない。この結果、市がLに対して保有する各月の保育所保育料債権は、当初督促状の発送以降、時効が進行しており、平成26年度末に不納欠損処理される前の平成18年度から平成21年度にかけて時効が完成しており債権が消滅していたといえる。</p> <p>市によると、当該債権については、最終納付日である平成21年9月(平成11年度分の保育料についての納付)に、すべての債権(平成11年度分及び平成13年度から平成16年度分)について時効が中断されたと誤認していたため、不納欠損処理が平成26年度になってしまったことである。しかし、当該債権については、債務承認も差押もされていないため、各年度の督促状発送時の5年後には時効が完成しており、時効が完成した年度に、速やかに会計上不納欠損処理をする必要があった。</p> <p>なお、当該事例のように、適切な時効中断の措置が行われていない案件があると、善意の保育所保育料納付者の納付意欲に水を差しかねない。市は、適切に時効中断を行うため、納付交渉の上、時効到来前に、分割納付誓約書等の債務総額に対する債務承認書を入力し、計画的に納付を進めもらう等の対策を徹底すべきである。当該案件(平成13年度から平成16年度保育所保育料)については、平成13年度保育所保育料の時効が到来する平成18年度以前には、分割納付誓約書を入力し、そのとおりに納付することを指導しておくべきであった。</p>	—	<p>不納欠損処理については、時効到来時に適切に処理するよう、引続きシステムでの管理を徹底する。</p> <p>債務承認書は時効の延長に有効であるが、滞納者のうち催告書送付、納付交渉を重ねて行ってもこれらに応じない者については債務承認書の入手も困難であると考えられる。</p> <p>債権管理業務については、専門知識も必要とすることから上記滞納処分業務と合わせて実施体制を検討する必要がある。</p>	非改善決定
平成27年度	子ども青少年本部事務局	児童課	児童育成収入	217	結果	納付誓約書の入手を徹底すべき	<p>サンプルとして抽出した債権について関連証憑を閲覧したところ、滞納者から納付誓約書が入手されていないものが次表のとおり発見された。</p> <p>また、一旦、納付誓約書を入力し、新たな納期を設定した納付計画を設定したものの、新たな納期を過ぎても納付が行われておらず、その後の納付誓約書の見直しが行われていないものが次表のとおり発見された。</p> <p>時効の進行を防ぐために納付誓約書の入手を徹底すべきである。</p> <p>特に、新規発生がある場合には、毎年度分割納付誓約の見直しを行わなければ、過年度分に加えて現年度分も発生し続けることから、前年度よりも返済額が高額となり、回収が滞る要因になる可能性が高い。また、すべての現年度分について、債務承認行為による時効中断の措置をとるためにも、分割納付誓約を毎年見直すべきである。</p>		<p>当初の納付期限を経過後、督促、催告を行っても納付がなされない債権については、対象者に電話等による納付交渉を試みたが、現時点においては納付誓約書の入手には至っていない。今後も継続的に電話、訪問、文書の送付等の手段により折衝を行い、納付誓約を入力することで時効の中断措置を講じ、計画的に債権回収が行えるよう努める。</p> <p>また、一旦、納付誓約書を入力し、新たな納期を設定した後、当該納期を経過しても納付されない債権についても、電話、訪問、文書の送付等により納付交渉を再度行い、直近の時点における、財産・負債や生活の具体的な状況から現在の納付能力を把握し、個々の債務者の状況に応じた納付誓約の見直しを実施し、時効の中断措置や債権回収に努める。</p>	未改善
平成27年度	子ども青少年本部事務局	児童課	児童育成収入	218	結果	滞納者と納付交渉を行うべき	<p>最終納付交渉日から相当の年月が経過しているにも関わらず、催告状を送付するのみであり、電話や訪問による納付交渉が行われていない事例が次のように発見された。</p> <p>滞納者との納付交渉を行った上で、債務承認による時効中断を行うことができる。また、滞納者の月次の収入支出額、財産・負債や生活の具体的な状況から現在の納付能力を把握することで、確実な債権回収につながる考えられる。</p> <p>そのため、滞納者との納付交渉を行い、債権の時効中断や回収の努力を行うべきである。</p>	○	<p>催告状を送付するのみの対応となっていた債権については、一定の対象者について、電話等により納付交渉を実施した。特に滞納額が高額なものとして抽出対象となっていた者についても納付交渉を実施し、一部の債務者については、滞納分を納付させ、債権回収につながった。</p> <p>今後も、電話や訪問等により納付交渉を継続的に実施し、特に債務者の状況に応じた納付誓約を交わすことで、確実な債権回収に努める。</p>	改善済
平成27年度	経済環境局	しごと支援課	しごと支援施設使用料	230	結果	分割納付誓約書の文書化	<p>当該債権は、過去にしごと支援課の管轄施設であったが、現在は廃止されている施設の食堂事業者として使用許可を受けていたA株式会社に対する行政財産目的外使用料である。市は、A株式会社収益悪化等の主張により平成23年6月に毎月30千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成26年1月には、分割納付額を減少させ、毎月10千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は2回とも口頭で行われていることであるが、平成23年6月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決裁等についての文書は残されていない。</p> <p>なお、平成26年1月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成25年度収入未済額に係る平成26年度への繰越決裁に引き継がれている。</p> <p>口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。</p> <p>時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書を入力すべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも、口頭により分割納付誓約を受け、それを許可した記録を詳細に残す必要があった。今となっては、記録を残すことは不可能であり、早急に債務承認書を入力するか、分割納付誓約の文書化を行う必要がある。</p> <p>また、関連する条例や規定(「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」、「尼崎市公有財産規則の運用について」)には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第155条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当様式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。</p>		<p>平成28年4月25日(月曜日)に担当課長、担当係長及び担当職員3人でA株式会社へ訪問し、代表者と折衝した。労働福祉会館使用料の収入未済額について残額が1,800千円であることを伝え、平成28年4月末から平成29年3月末まで毎月10千円の納付書を手渡した。</p> <p>また、尼崎市財務規則第155条の「履行延期の特約」にある、履行延期申請書の様式に基づいて分納誓約書を作成し、代表者により手渡したが、その場で署名・押印することを拒否したため、分納誓約書に必要事項を記載し、返送するように伝えたが6月6日現在返送はない。</p>	未改善
平成27年度	経済環境局	クリーンセンター	クリーンセンター収入	243	結果	債権の消滅時点で不納欠損処理を行うべき	<p>相手先Bについては、平成25年5月31日に破産処理が終了しており、法人格が消滅している。しかし市は、権利は消滅していないと判断し、破産処理後に法人の隠し財産等があった場合に備え、破産処理終了時点では不納欠損処理を行っていない。判決後に時効進行が再開したという判断のもと、ベストホトル販売に係る2年の短期消滅時効期間(民法第173条第1号)経過後の平成27年6月1日に不納欠損処理を行った。</p> <p>これに対し、尼崎市財務規則第157条第2号及び同条第2項では、法令の定めるところにより、権利が消滅した場合には不納欠損処理を行わなければならないとされている。法人格が消滅した場合には、債務者としての法人が存在しないため、市が法人に対して有する債権も消滅したと考えられる。そのため、Bに対する債権は、Bの法人格消滅時点で不納欠損処理を行うべきであった。</p>	○	<p>相手先Bに対する債権については、平成27年6月1日付で不納欠損処理を行っているが、市としては、破産処理により相手先Bの法人格が消滅したとしても権利は消滅していないと判断していたものであり、今後は指摘内容に留意し、適切に処理を行う。</p>	改善済

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	住宅家賃	252	結果	不納欠損処理は適切な債権放棄の手續きに基づいて実施すべき	一部の住宅家賃について、議会の議決による債権放棄を行わず、都市整備局長決裁にて不納欠損処理を行っている事例が発見された。 市では、平成2年度に市長決裁にて住宅家賃の不納欠損処理方針を定め、平成13年度に方針の一部改正を行い、運用している。住宅家賃の不納欠損処理に係る市の方針は以下のとおりであり、市は当該方針に基づき毎年不納欠損処理を行っている。 地方自治法上、原則として私債権について債権放棄を行うには議会による債権放棄の決議が必要である(地方自治法第96条第1項第10号)。 市長の決裁により定められた方針に基づき、議会の議決を行わずに不納欠損処理を行うことは、債権の消滅が確定したわけでない債権の放棄について、本来議会が債権放棄を意思決定する必要があるにもかかわらず、市長にその意思決定を委任してしまっていること同義である。 債権の消滅が確定していない債権についての不納欠損処理の実施にあたっては、議会にて債権放棄の議決を行うべきである。		今後、不納欠損処理については、債権放棄の議決を経たうえで行う。 なお、将来的に私債権の管理について全庁的な債権管理条例の制定がなされたならば、その条例に基づいた処理へと移行する。	未改善
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	住宅家賃	253	結果	強制執行による債権回収及び明渡しの要求を行うべき	過年度に家賃の支払等をめぐり訴訟となった案件について、判決により市の勝訴が確定しているにも関わらず、強制執行が行われていないため、債権の回収ができていない事例が発見された。 サンプルで閲覧したA氏、B氏については、過年度に家賃の支払をめぐり訴訟となったものである。A氏、B氏はともに平成8年度の公営住宅法の改正により、従来一律に課せられていた家賃が平成10年度から応能応益方式になったことを不服として家賃の支払を拒否し、改正前の家賃を供託している。いずれも平成20年2月に市が勝訴しており、A氏、B氏はそれぞれ滞納債権の支払を行うことが判決で確定した。しかし、その後A氏、B氏ともに滞納債権及びその後の家賃を全く支払っていない。それにも関わらず強制執行による債権の回収は行われていない。 本来家賃は全額支払うことが原則である。そのため、家賃を払わず入居を続ける者に対し、明け渡しを要求せず、また、強制執行を実施しないことは、他の入居者との不公平を招くことになる。 そのため、これらについては、明け渡しを要求し、また、強制執行による債権の回収を実施すべきである。		例として挙げられているA氏とB氏は指摘にあるとおり、過去に訴訟となった案件である。確定判決において、住宅の明け渡しは認められなかったものの、応能応益家賃の有効性と供託家賃の無効が容認され、現在は応能応益制度に基づく適正家賃の賦課及び支払いに向け、交渉しているところである。 なお、今後も引き続き強く交渉を続けていくが、応能応益制度に基づく適正家賃の支払いがなされず、契約上、債権関係の破綻と判断されるに至った場合、再度訴訟を提起し、家賃の支払いと住宅の明け渡しを求める。	未改善
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	市営住宅駐車場使用料	258	結果	適切な滞納整理を実施するべき	駐車場使用料については、滞納者から納付誓約書を入手しておらず、また、債務承認も行われていないため、債権について時効の中断措置がされていない状況である。 住宅管理担当によると、従前の滞納整理について、住宅管理担当の債権の中心となる住宅家賃に注力してきたこともあり、住宅家賃と異なり駐車場使用料については、納付誓約書を入手していないとのことである。また、訴訟についても、納付誓約書の入手と同じく住宅家賃のみを対象とし、駐車場使用料は基本的にはその対象としていなかったとのことである。そのため、これまで駐車場使用料について訴訟を行った実績は1件のみである。 しかし、効率的な債権管理の観点から、債権ごとの管理のみではなく、債務者ごとの債権管理という視点を持ち、住宅家賃の滞納整理に合わせて同一滞納者の駐車場使用料についても、分割納付誓約書の入手による時効中断措置、民事訴訟による債権回収等の滞納整理及び駐車場の明け渡し請求を積極的に実施すべきである。	○	駐車場使用料の滞納については、これまで住宅家賃の分納誓約時に合わせて分割で支払う旨の申立書を記載させ、支払いの履行を求めてきたところであるが、分納誓約の体をなしていないと指摘を受けたことから、駐車場使用料としての分納誓約を取得し、履行を管理していくこととした。 なお、駐車場についても、住宅の明け渡し請求の際に明け渡しを求めていく。	改善済
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	住宅資金貸付金回収金	264	結果	滞納者と納付交渉を行うべき	滞納債権について、長期間納付交渉が全く行われていない事例が発見された。 D氏の事例は、昭和61年7月以降納付がなく、平成8年3月までは納付交渉が行われていた。その後、平成9年12月までは訪問を行っていたが、それ以降納付交渉が行われていない。 また、F氏の事例は、平成9年1月以降納付がなく、平成10年9月までは納付交渉が行われていたが、それ以降納付交渉が行われていない。 D氏、F氏ともに平成26年度末時点ですでに時効が到来してしまっている。また、市によると、納付交渉が行われていない理由は不明ということである。 債権は全額回収することが原則であり、正当な理由なく納付交渉を中断すべきではない。また、金額が一定以上等、重要な債権については、毎年一定時期に債権管理状況のモニタリングをする等、納付交渉漏れを防止する仕組みを整備することも検討すべきである。		名義人の死亡や行方不明等により、その後の調査が不十分で長期間納付交渉が行われていない事例については、相続人調査や居所調査を充実し、交渉相手ができるだけ早期に発見して納付交渉を再開する。 また、月に一度、市が滞納債権を整理する為に委託している業者の担当者から来庁した際に、前月分の未納者の確認と納付催告の状況のヒアリングを行ったり、現在、年度末に一度、債権管理報告書の提出を求めているが、今後は半期に一度報告を受けるようにするとともに、入金管理台帳を整備し、市の担当者が毎月の入金の有無をチェックする等、納付交渉漏れを防止するための仕組みを委託業者と随時検討協議していく。	未改善
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	市営住宅維持管理負担収入	270	結果	適切な滞納整理を実施するべき	滞納者から納付誓約書を入手していないため、債務承認が行われておらず、債権について時効が進行している。 住宅管理担当によると、近年の滞納整理について、住宅管理担当の延滞債権の中心となる住宅家賃に注力してきたこともあり、住宅家賃と異なり維持管理負担収入については、納付誓約書を入手していないとのことである。また、訴訟についても、納付誓約書の入手と同じく住宅家賃のみを対象とし、市営住宅維持管理負担収入はその対象としていない。 しかし、債権管理の観点から、債権ごとの管理のみではなく、債務者ごとの債権管理という視点を持ち、住宅家賃の滞納整理に合わせて同一滞納者の市営住宅維持管理負担収入についても滞納整理を実施すべきである。		今後、住宅家賃・駐車場使用料と同様に、市営住宅維持管理負担収入についても対象者から分納誓約を取得するよう努めていく。	未改善
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	市営住宅維持管理負担収入	270	結果	督促状及び催告状を送付すべき	債権の滞納者に対しては、納期限後20日以内に督促状を送付する必要がある(地方自治法施行令第171条、尼崎市財務規則第151条第1項)。 しかし、市営住宅維持管理負担収入については、督促状及び催告書が送付されていない。 督促及び催告の実施は、滞納者に納付を促すことにつながるため、必ず実施すべきである。	○	督促状送付に伴う入居者管理システムの改修を行い、本年8月から対象者には督促状及び催告書を送付することとした。	改善済

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	都市整備局	道路課	道路占用料	274	結果	督促状を発送すべき	道路課担当者は未納者に対して電話連絡、納付指導は実施しているものの、督促状を発送していない。未納が発生したが、平成25年度が初めてであり、未収債権の管理業務に不慣れなことが原因と考えられるが、尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第1条において、納期限経過後20日以内に督促状を発するよう定められており、また、最初の督促は時効中断の事由となることから、早急に督促状を発送すべきである。	○	監査での指摘通り、占用料滞納者に対し督促を行った。	改善済

平成25年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成25年度	健康福祉局	高齢介護課	高齢者施策	112	結果	特別養護老人ホームの土地無償貸与について	特別養護老人ホームの土地の買収、及び整地に要する費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し市所有の土地を無償で貸与している。 これは充実した介護保険制度の発足を目指して、特別養護老人ホームを迅速に整備する必要性があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与とした当時の判断に合理性は認められる。 しかし、現在では特別養護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則有償貸与への変更の要否を検討する必要がある。		公有財産の貸付け・使用許可をするにあたっての減免取扱いの統一基準については、平成27年2月に基本方針が出され、社会福祉法人等において社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準は、引き続き検討を行い、3年以内に方針を決定することとなった。今後、各法人の決算状況を把握し、有償貸与に変更した場合に施設運営に著しい支障が生じないかを十分に精査する中で、有償貸与の可否について検討を行う。	未改善
平成25年度	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	183	結果	グループハウス事業継続の必要性について	当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。 地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考えるが、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。 仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。 一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。 そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。		グループハウスの土地の賃貸借と建物の使用貸借契約については、平成28年度から単年度契約としている。 次年度以降のグループハウス事業の運営については、課題整理を行いながら、事業の継続や廃止、土地・建物の売却による事業の民間移管などを検討しているところである。	未改善
平成25年度	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	186	結果	食事サービス事業の継続の要否について	近隣市のうち、伊丹市は同種の事業を実施しておらず、西宮市は利用者の減少及び同事業に対する民間事業者の参入等を理由として平成24年度をもって事業を廃止している。 尼崎市においても利用者数、配食数ともに年々減少している状況であり、介護事業者による高齢者向け配食サービスも実施されていることから、あえて行政がサービスを提供する必然性はない。 当該事業が行政によって行われる意義は、配食を通じて安否の確認や孤独の解消を図り、もって高齢者の在宅生活を支援することにあると考えられるが、市では当該事業の他にも見守りや安否確認に関する同様の事業が整備されており、当該事業を実施する意義は乏しいと考えられる。 そのため、見守りや安否確認に関する他の事業を勧奨し、事業廃止の要否について具体的な検討が必要である。		本事業は、定期的に栄養のバランスの取れた食事や「食」に関わるサービスを提供することで、高齢者の健康保持と自立した生活の実現及び孤独感の解消を目的としている。単身高齢者の割合が他市よりも高い本市では、新規申込もあり、事業の需用が続くものと考えられる。市の事業として、「食」の提供を廃止するか否かについては、高齢者の安全・安心の確保とも密接に関係することから、介護予防・日常生活支援総合事業が開始される平成29年度に向けて、地域支援事業全体の中で事業の再構築等を検討していく。	未改善



**平成24年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧**

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成24年度	資産統括局	資産税課	事業所税	122	結果	事業所税の床面積と固定資産税システムの床面積の乖離について	市が未調査のものから6件抽出し調査したところ、1件申告漏れの可能性が極めて高いものがあつた。 そのため1,000㎡以下の乖離についても早急に乖離原因を調査すべきである。	○	指摘のあつた1,000㎡以下の乖離があるものについては、平成24年度において、800㎡以上1,000㎡未満、平成25年度には、500㎡以上800㎡未満、平成26年度には、300㎡以上600㎡未満、27年度は対象を200㎡以上300㎡未満の乖離があるものを調査し、最大5年間の修正・更生を行った。しかし、わずかな乖離も含む全ての乖離を調査することは、賃貸物件や、面積がよく変動する共用部分などがあるため極めて困難であり現状では無理である。これまでの調査結果を踏まえ費用対効果を検証した結果、今後は申告内容を確認する際に、その都度、200㎡以上の乖離を基本に調査する。	改善済
平成24年度	資産統括局	納税課	収納事務	163	結果	延滞金額の網羅的な把握について	延滞金の徴収は、担当者が納税指導を行っているが、納税者の理解が得られない場合があり、結果的に納税の公平性を欠いている。 そのため、今後、税務システムの改修に向けた検討が必要である。		現在、全庁的な基幹システムの再構築の検討中であり、税務システム改修に合わせて延滞金の全体像を把握できるシステムをパッケージの仕様に取り入れていく予定である。	未改善
平成24年度	資産統括局	納税課	収納事務	165	結果	延滞金データの保存について	過去の納付実績や延滞金の残高等を別途網羅的にかつ正確に管理することは実務上相当の困難を伴うとのことであるが、納税の公平性を確保し、また財源の確保を図るためにも、税務システムの改修に向けた検討を進める必要がある。		現在、全庁的な基幹システムの再構築の検討中であり、税務システム改修に合わせて延滞金の全体像を把握できるシステムをパッケージの仕様に取り入れていく予定である。	未改善

**平成23年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧**

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	本庁体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、平成28年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行ったが、引き続き、指定管理者と協議する。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	小田体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、平成28年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行ったが、引き続き、指定管理者と協議する。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	大庄体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、平成28年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行ったが、引き続き、指定管理者と協議する。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	立花体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、平成28年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行ったが、引き続き、指定管理者と協議する。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	武庫体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、平成28年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行ったが、引き続き、指定管理者と協議する。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	園田体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、平成28年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と協議を行ったが、引き続き、指定管理者と協議する。	未改善

平成22年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成22年度	市民協働局	園田地域振興センター	富田福祉会館	51	結果	境界が不明確なことについて	東隣接地は個人の住宅及びガレージであるが、境界が明確でなく、白地図では隣人の住宅及びガレージが当該地にかかっているが、境界標が設置されておらず、隣接地との境界が不明確である。		今後、土地の売却等の方針が出るなど、変動要素が生じた場合に合わせ、境界確定を行うことを検討していく。なお、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく。	未改善
平成22年度	市民協働局	園田地域振興センター	瓦宮西園田福祉会館	117	結果	土地の早期合筆手続きについて	瓦ノ宮2丁目8-29、30、37、64の土地については、速やかに土地の合筆登記の手続きを行うべきである。		今後、土地の売却等の方針が出るなど、変動要素が生じた場合に合わせ、合筆登記を行うことを検討していく。なお、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく。	未改善
平成22年度	こども青少年本部事務局	保育課	(旧)猪名寺保育所	147	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。		所管換えについて、河港課と協議を行ったが、一部不法占拠されている部分があるため、昨年度に引き続き、その対応について検討していく。不法占拠が解消された後、所管換えの協議を進めていく予定である。	未改善
平成22年度	都市整備局	市街地整備課	戸ノ内開発事務所公共用地	164	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	戸ノ内町5丁目825-68のうち825-65及び戸ノ内町5丁目826-163については道路用地に供用されているため、所管換えを行い、行政財産に振替える必要がある。		支障となっていた土地所有権争いの終息に伴い、市有地と河川用地の境界協定が平成27年3月に確定し、平成28年3月に当該地区の整備工事がすべて完了したことから、現在、当該土地を含む道路用地の引継ぎの手続きを進めている。	未改善
平成22年度	都市整備局	市街地整備課	開発部管理担当課普通財産	195	結果	東難波町5丁目450-1及び東園田町8丁目72-8の土地についての財産区分の変更について	東難波町5丁目450-1の土地については、「道路」として使用されていることにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題があるため、「普通財産」から「行政財産」へ財産分類の変更を行う必要がある。	○	東難波町5丁目450-1の土地については、現況は県道区域内の歩道の一部である。県(西宮土木事務所)と協議を行ったものの、県では個別に取得する考えがないことから、平成28年3月に道路課に所管換えを行うとともに行政財産への分類の変更を行った。将来、県との調整が可能となった場合には、道路課が対応する。	改善済
平成22年度	都市整備局	市街地整備課	開発部管理担当課普通財産	195	結果	東難波町5丁目450-1及び東園田町8丁目72-8の土地についての財産区分の変更について	東園田町8丁目72-8の土地については、「道路」として使用されていることにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題があるため、「普通財産」から「行政財産」へ財産分類の変更を行う必要がある。		東園田町8丁目72-8の土地については、東園田住宅地区改良事業による残地売却を行った際に、4m幅員となるようセットバックした道路敷地部分を、将来に道路認定される機会が到来したときのためにあらかじめ分筆したものである。認定要綱では、起点及び終点が公道に接していることや、幅員が4m以上必要であることなどが要件となっていることから、現状では要件を満たしていないため道路認定を得ることはできない。道路認定を得るためには、本件土地の街区のみならず、南北の街区においても、道路敷地となっている民有地を測量・分筆し、買収あるいは寄付により市有地としなければならないことから、極めて困難であるが、財産区分の変更については、手続きを進める。	未改善
平成22年度	都市整備局	市街地整備課	再開発調整担当課普通財産(東園田町8)	200	結果	財産区分の変更について	当該用地について、平成10年に取得した土地が、長期間にわたり公有財産台帳へ登録されていなかったこと、「道路」として使用されているにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。当該用地については、「普通財産」から「行政財産」への財産分類の変更を行う必要がある。		東園田町8丁目71-6他6筆の土地については、戸ノ内・東園田地区密集住宅市街地整備促進事業による小公園(キッズパーク)整備を行った際に、4m幅員となるようセットバックした道路敷地部分を、将来に道路認定される機会が到来したときのためにあらかじめ分筆したものである。認定要綱では、起点及び終点が公道に接していることや、幅員が4m以上必要であることなどが要件となっていることから、現状では要件を満たしていないため道路認定を得ることはできない。道路認定を得るためには、本件土地の街区のみならず、南北の街区においても、道路敷地となっている民有地を測量・分筆し、買収あるいは寄付により市有地としなければならないことから、極めて困難であるが、財産区分の変更については、手続きを進める。	未改善
平成22年度	都市整備局	公園維持課	中央公園	272	結果	賃借権の登記について	平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で中央公園として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃借借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、(地主は)同意する」(第8条)とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり(法第238条第1項第4号)、取得の手續きに瑕疵がある(規則第16条、運用2-2(1))。		平成元年の契約時には、当該土地は更地であり、事業遂行のためには第三者に土地を賃借させない必要があったため、契約書上に「甲(地権者)は乙(尼崎市)が当該土地に賃借権の設定を登記をするときは、同意するものとする。」と明記しているが、平成10年に当該土地に中央公園、駅前広場、地下駐車場の築造が完成し、都市公園法及び道路法の規定に基づき私権の制限がなされることになったことから、賃借権設定登記の必要性がなくなり、契約書上の記載を削除することとなった。ちなみに、尼崎市公有財産規則の運用について2-2-(1)でいう「公有財産」は、地方自治法第238条第1項第4号の規定において、「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」とされており、賃借権については規定上明確に位置付けられていない。また、地方自治法の逐条解説によれば、「賃借権は、債権であり公有財産にあたらぬ」とされている。しかし、また一方では、合理的な賃借料の設定といった観点から、地価の動向等を踏まえた賃借料とするよう努めていくとともに、本市の将来的な財政負担の軽減といったことも考慮する中で、買収についての交渉を行っていくことなど、引き続き効果的な対応方法について検討していく。	未改善